

砥部町立小中学校におけるチラシ等配布運用基準

作成日：令和８年９月１日
砥部町教育委員会 学校教育課

１ 趣旨

学校を通じた外部団体からのチラシ等配布依頼が非常に多く、チラシの配布に伴う作業が学校の負担となっている現状があることから、本町教育委員会では、令和８年４月から、教職員の働き方改革の一環として、チラシの配布方法の見直しと、学校との協議・データ配信の試行を行い、この度「砥部町立学校におけるチラシ等配布運用基準」を定めることとなりました。

本基準は、従来の課題に対応し、教職員の業務負担を軽減することで、児童生徒と向き合う時間を確保し、授業準備や指導に専念できる環境を整備することを目的とし、制定するものです。

２ 申請団体の皆様へのお願い

本基準に基づくチラシ等の掲示・配架・配布・配信にあたり、申請団体の皆様には以下の点について深くご理解いただき、あらかじめご同意の上でご申請いただきますようお願い申し上げます。

- (1) 本基準の主たる目的は、学校教職員の事務負担を軽減し、児童生徒と直接向き合う教育活動の時間を確保することにあります。
- (2) 外部団体から依頼されたチラシの校内での掲示・配架・配布・配信は、本来の学校教育法等に定められた学校の必須業務ではありません。これらは児童生徒の健全育成につながる有益な情報の提供として、各学校の「善意による協力」のもとで成り立っているものです。
- (3) 教育委員会による審査の結果、ご希望の配布方法（個別配信・配布など）が承認されず、校内掲示や配架にとどまる場合、あるいは配布そのものが不許可となる場合がございます。

このような場合におきましても、本基準の趣旨（教職員の負担軽減および授業の優先）をご理解いただき、教育委員会および学校の判断に同意・ご協力いただける団体のみ、配布の申請を行ってください。

※本基準の主旨にご同意いただけない場合や、仕分け義務等のルールを遵守いただけない場合は、申請の受付や実際の配布・配信等をお断りいたします。

3 チラシ等配布を許可する基準

学校を通じて掲示・配架・配布・配信できるチラシ等は、以下のすべての基準を満たすものに限
り、配布方法等は原則、掲示、配架とし、本町の施策における重要度が高いと判断した場合に限り、
配布又は配信を許可します。

【公益性】 公益団体、社会教育等に資すると認められる団体による事業、または教育・子育て
に資する内容であること。

【非営利性】 参加費等が実費（材料費程度）を超えず、塾や習い事等への勧誘・広告要素が含ま
れないこと。※高額なイベントでないこと

【中立性】 特定の政治的思想、政党、または宗教を推奨・普及させる内容でないこと。

【公平性】 町内の児童生徒が広く、公平に対象となっている内容であること。

【その他】 町内で活動する団体又は町内で実施されるイベント等であること。

※ただし、愛媛県教育委員会や近隣自治体の共催・後援事業のほか、近隣で実施
されるイベントで町教育委員会が認めるものについてはこの限りではありません。

4 周知方法

周知方法は下表のとおりとし、いずれの場合であっても、事業日等の 20 日前までに紙媒体又
は PDF 等データを教育委員会事務局（学校教育課/社会教育課）に提出してください。

周知方法			留意事項
※希望する理由がある場合のみ	配信	児童又は生徒の保護者への PDF 等データの配信	- データ容量は 3 MB 未満とします。 ※ 3 MB 以上のものは受け付けません。 - 学校又は学年単位の一斉配信とし、配信先の指定（例：男子のみ）はできません。 - 他の周知方法との併用はできません。
	配布	児童又は生徒への紙媒体（チラシ）の配布	- 学級単位に仕分けをしてください。 - 学校又は学年単位の一斉配布とし、配布先の指定（例：男子のみ）はできません。 - 他の周知方法との併用はできません。
※原則、配架か掲示のいずれかを選択	配架	校内の所定場所での据え置き	- 各校 50 枚以下とします。（広田小は 10 枚） - 配架場所は学校が決定します。 - 配架期間は原則 14 日間とします。 ※イベントがある程度の期間がある場合などは、イベント終了までの期間
	掲示	校内の掲示場所での掲示	- 各校 10 枚以下とします。 - 掲示場所は学校が決定します。 - 掲示期間は原則 14 日間とします。 ※イベントがある程度の期間がある場合などは、イベント終了までの期間

5 許可基準（早見表）

事業別の周知方法の許可基準は下表のとおりとし、「×」がある周知方法は原則許可できません。

申請団体は、事業種別ごとに「○」の欄の周知方法のいずれか一つを要望してください。

事業種別	配信	配布	配架	掲示
	※希望する理由がある場合のみ		原則、配架か掲示のいずれかを選択	
町を含む官公庁が主催、共催、委託する事業	○	○	○	○
町との連携協定により実施する事業	○	○	○	○
町が後援する事業	×	○	○	○
公益性が高く教育上有益な事業 （町内クラブ活動等）	×	×	○	○
上記以外の事業	×	×	×	×

6 申請から実施までのフロー

(1) 申請書等の提出

団体から教育委員会事務局（学校教育課/社会教育課）へ「チラシ等配信・掲示・配布承認申請書（様式第1号）」と、周知したいチラシ（紙媒体の場合は現物のチラシ。データ配信の場合はチラシデータ※PDF等3MB未満）を提出してください。（メール可）

(2) 審査・可否判定

教育委員会にて、審査4原則に基づき内容を審査し、配布の可否および適切な周知方法（配信／配布／配架／掲示）を決定します。結果は団体へ連絡します。

※配布方法は希望に添えない場合もあります。

(3) チラシ等の配布または配信実行

周知方法決定後、「3 周知方法」に記載の項目ごとに各団体において、学校に配布したいチラシの仕分け等を行い、教育委員会事務局（学校教育課/社会教育課）へ提出してください。

※学校への配布は、教育委員会事務局において行います。

※チラシの仕分けができていないものや、許可されていない配布方法を強要するものは、配布をお断りさせていただきます。

様式第 1 号

砥部町立小中学校チラシ等配信・掲示・配布承認申請書

砥部町教育委員会 教育長

様

令和 年 月 日

申請団体・主催者名	(ふりがな) 団体名： 代表者氏名：
担当者連絡先	住所： 担当者氏名： 電話番号： メールアドレス：
配布物・チラシの 名称・概要	
配布を希望する学校・学年 ※希望欄に☑してください。	☐ 小学校全校 ☐ 中学校全校 ☐ 個別指定（学校名： ） 対象学年： ☐ 全学年 ☐ 特定学年のみ（ 年生～ 年生）
希望する配信・配布区分 ※右記の(1)～(4)のいずれか一つ に☑を入れてください。 ※複数選択不可	※教育委員会での審査により、ご希望に添えない場合があります。 ※原則「(1)校内掲示 (2)所定場所への配架を」となります。 ☐ (1) 校内の掲示場所での掲示 (学校が指定する掲示板への掲示各校 10 枚以下。) ☐ (2) 校内の所定場所での据え置き (学校が指定する箇所での配架。各校 50 枚以下。(広田小は 10 枚)) ※以下を希望する場合は、理由を記載してください。 (理由：) ☐ (3) 児童生徒への個別配布（※共催・後援事業等のみ。※仕分け梱包必要） ☐ (4) 児童生徒の保護者への PDF データの配信（※共催事業等のみ。）
共催・後援の有無	☐ 有（共催・後援名義： ） ☐ 無

【提出先及び問い合わせ窓口】 砥部町教育委員会 〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町宮内 1369 番地

●文化・スポーツに関すること： 社会教育課 文化スポーツ係

TEL：089-962-5952 / FAX：089-962-7511 Email：095shakai@town.tobe.ehime.jp

●その他、全般： 学校教育課 総務係

TEL：089-962-4820 / FAX：089-962-7511 Email：090kyoiku@town.tobe.ehime.jp